定　　款

（２０２０年6月１９日改正）

株 式 会 社 ア ル プ ス 物 流

定　　款

第１章　総　則

（商号）

第 １ 条　当会社は、株式会社アルプス物流（英文では ALPS LOGISTICS CO.,LTD.）と称する。

（目的）

第 ２ 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1)　貨物自動車運送事業

(2)　貨物運送取扱事業

(3)　倉庫業

(4)　不動産の賃貸業

(5)　包装材料の製造販売業

(6)　梱包業

(7)　輸出入貨物取扱事業

(8)　通関業

(9)　利用航空運送事業

(10)　航空運送代理店業

(11)　合成樹脂材料の製造および販売業

(12)　電子デバイス販売業

(13)　医薬部外品製造業（包装・表示・保管）

(14)　医療機器製造業（包装・表示・保管）

(15)　労働者派遣事業

(16)　金属回収業

(17)　産業廃棄物の収集･運搬･処分事業

(18)　前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第 ３ 条　当会社は、本店を横浜市港北区に置く。

（機関）

第 ４ 条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1)　取締役会

(2)　監査等委員会

(3)　会計監査人

（公告方法）

第 5 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、７，０００万株とする。

（自己の株式の取得）

第 7 条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 8 条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（株主名簿管理人）

第 9 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）

第１０条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株主総会

（招集）

第１１条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１２条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者および議長）

第１３条　株主総会は、取締役会が定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

② 前項の取締役会が定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第１５条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役および取締役会

（員数）

第１７条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、７名以内とする。

②　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（選任方法）

第１８条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外を区別して、株主総会において選任する。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

④　補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第１９条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。

（代表取締役）

第２０条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

（相談役）

第２１条　取締役会は、その決議によって、相談役若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会があらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

②　前項の取締役会であらかじめ定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第２４条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２５条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規則）

第２６条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

第２７条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２８条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、同法第４２３条第１項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において、取締役

会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任に関し、法令に定める額まで限定する契約を締結することができる。

第５章　執行役員

（執行役員）

第２９条　当会社は、取締役会の決議によって、執行役員を置くことができる。

② 執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規則による。

第６章　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第３０条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（常勤の監査等委員）

第３１条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会規則）

第３２条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第７章　計　算

（事業年度）

第３３条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第３４条　当会社は、剰余金の配当等の会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、株主総会または取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第３５条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年９月３０日とする。

（配当金の除斥期間）

第３６条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

１９６４年　７月　２日　制定
１９６７年　５月１５日　改正
１９６７年　６月２０日　改正
１９７０年　３月１２日　改正
１９７３年　３月２９日　改正
１９７５年　７月１７日　改正
１９７６年　６月１５日　改正
１９８１年　２月１３日　改正
１９８５年　６月２４日　改正
１９８７年　４月　１日　改正
１９９１年　５月２４日　改正
１９９３年　６月２８日　改正
１９９４年　６月２３日　改正
１９９５年　６月２７日　改正
１９９６年　６月２５日　改正
１９９８年　６月２４日　改正
１９９９年　６月２４日　改正
２００１年　６月２６日　改正
２００２年　６月２５日　改正
２００３年　６月２５日　改正
２００４年１０月　１日　改正
２００４年１２月　１日　改正
２００６年　６月２７日　改正
２００７年　６月２２日　改正
２００９年　６月２３日　改正
２０１０年　６月２３日　改正
２０１１年　６月２２日　改正
２０１３年　６月１９日　改正
２０１４年　６月１８日　改正
２０１６年　６月２１日　改正
２０１８年　６月２０日　改正
２０２０年　６月１９日　改正